

・中央最低賃金審議会あて厚生労働大臣の諮問文(写)

写

厚生労働省発基 0628 第 1 号
令和 4 年 6 月 28 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 後藤 茂之

令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議を求める。